報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a)　最近事業年度の次の事業年度（以下㊷において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下㊷において「第１四半期会計期間」という。）終了後令第４条の２の 10 第３項に規定する期間（以下㊷において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下㊷において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下㊷において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

(c)　［略］

c　［略］

㊸　［略］

㊹　その他

a　［略］

b　最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。㊷ｂにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c　第二号様式記載上の注意㊻ｃ及びｄ又は㊼ｄ及びｅに準じて記載すること。

d　［略］

㊺　［略］

㊻　［略］

㊼　提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意㊻に準じて記載すること。

㊽　［略］

㊾　［略］

㊿　［略］

(61)　［略］

(62)　保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

［ａ・ｂ　略］

(63)　指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　［略］

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の届出書提出日の直近５年間の年別最高・最低値及び直近６箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(64)　［略］

報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。

(a)　最近事業年度の次の事業年度（以下㊵において「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下㊵において「第１四半期会計期間」という。）終了後令第４条の２の 10 第３項に規定する期間（以下㊵において「提出期間」という。）を経過する日から次の事業年度における第１四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下㊵において「第２四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第１四半期会計期間

(b)　次の事業年度における第２四半期会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第２四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下㊵において「第３四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の事業年度における第２四半期会計期間

(c)　［同左］

c　［同左］

㊶　［同左］

㊷　その他

a　［同左］

b　最近事業年度の次の事業年度の経営成績を記載しうる程度の期間が経過している場合には、その概要を前事業年度の同期間と比較して記載すること。㊵ｂにより掲げた財務書類に係る事業年度の次の事業年度経過後に届出書を提出する場合であって、財務書類の形式による記載が可能なときは、それによること。

c　第二号様式記載上の注意㊺ｃ及びｄ又は㊻ｄ及びｅに準じて記載すること。

d　［同左］

㊹　［同左］

㊺　［同左］

㊻　提出会社の親会社等の情報

第二号様式記載上の注意㊺に準じて記載すること。

㊼　［同左］

㊽　［同左］

㊾　［同左］

㊿　［同左］

(61)　保証会社以外の会社の情報

当該届出に係る有価証券に関し、連動子会社（第19条第３項に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、当該届出に係る有価証券がカバードワラントにあってはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあっては預託を受ける者、有価証券信託受益証券にあっては受託者）の企業情報について記載すること。

［ａ・ｂ　同左］

(62)　指数等の情報

当該届出に係る有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

ａ　［同左］

ｂ　「２　当該指数等の推移」については、当該指数等の有価証券届出書提出日の直近５年間の年別最高・最低値及び直近６箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(63)　［同左］